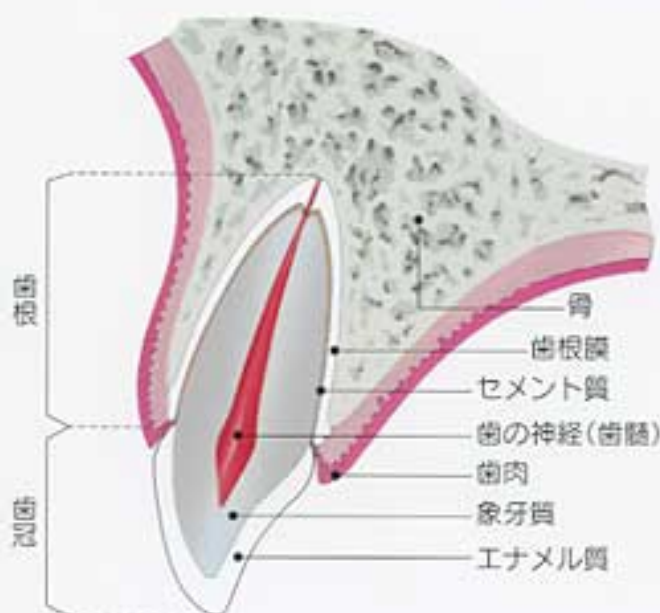


早分かり保育所(園)・幼稚園 歯科マニュアル

No.3 歯のケガ編

● 歯の構造 ●



● 乳歯と永久歯の違い ●



● 歯のケガの原因 ●

- ・ 園児同士の衝突、遊具でのケガ
- ・ 転倒
- ・ 殴打
- ・ 交通事故

★ 確認しなければならないこと

病歴：

- ① 受傷日時
- ② 診察までの経過時間
- ③ 受傷の場所とその時の状態
- ④ 受傷時の併発事項 (失神、嘔吐、健忘、頭痛)

既往歴：

- ① 出血性疾患の有無
- ② 薬物アレルギーの有無
- ③ 特異体質、他の全身疾患の有無



①打撲

②口腔粘膜の裂傷、口唇頬粘膜の裂傷、舌・歯肉の咬傷、裂傷

歯の外傷と同時に打撲等により唇や歯肉が障害を受けることが度々あります。出血により、本人はもとより周りの人が心配します。しかし、ほとんどの場合は問題がないことが多いので、慌てずに冷静に対応してください。

③脱臼(歯が抜けた)



A. 完全脱臼



B. 不完全脱臼

外力により歯の根と骨の間にある歯根膜が大きな力で損傷し歯が骨から離れた状態を言います。

A. 完全脱臼

歯の根が完全に抜け落ちた状態または歯が歯根ごと完全に抜け落ちた状態

B. 不完全脱臼

歯根膜が一部断裂し、歯が少し出た状態

④破折(歯が欠けた)



A. 歯冠破折

破折で最も多いのは歯冠破折です。目で見てすぐに分かります。



B. 歯冠-歯根破折

歯冠から歯根にかけて割れている状態です。



C. 破折

一見、折れていないように見えて、骨の中では折れている状態です。

外力によって歯がいろいろな部位で折れた状態を言います。

⑤埋入・骨折



A. 埋入



B. 骨折

外力により、歯が骨の中にめり込む状態を埋入と言います。重症の部類に入ります。また、あまりにも大きな力がかかると骨や顔面の骨が折れることがあります。歯自体にも脱落や破折、不完全脱臼などが起こり、痛みによる発音障害や、うまく噛めなくなることがありますので、出来るだけ早く歯科医院へ行きましょう。

⑥その後の変化(変色・歯髄死)



変色1



変色2

歯にかかった外力により、歯の神経(歯髄)内で出血が起こり歯が変色することがあります。また、脱臼により歯が骨の中で大きく動くと、歯根の先端の歯の神経への血管が切れ、歯の神経に血液がいかなくなることもあります。そのため歯の神経が壊死し、時間が経ってから変色することもあります。

写真提供：北海道歯科医師会

● 事故で歯が欠けたり抜けたら ●

① 全身状態をみる



② 口腔内の状態をみる



③ 抜けた歯や欠けた歯を急いで探す



汚れていたら水道水で洗う
(30秒以内、ゴシゴシこすらないこと)



歯牙保存液につけるなどして
乾燥を防ぐ



歯牙保存液が無い場合は
牛乳が良い

「歯牙保存液」

歯が抜けてしまった時、抜けた歯を「歯牙保存液」に浸して
歯科医院に行くのが良い方法です。(保存所(歯)・幼稚園に
常備しておくとも良いでしょう)本品の購入にあたっては、歯
科医、かかりつけの歯科医院の先生にご相談下さい。

できるだけ急いで
歯科医院へ行く
(30分以内が望ましい)



● その場で出来る歯の応急処置 ●

破折(歯が欠けた)

- ・腫れたらアイスパックで冷やす。
- ・なるべく早く歯科医院で診てもらう。



- ・患部を暖めないようにする。
- ・甘いもの、熱いもの(食べ物、飲み物)を与えない。
- ・慌てないこと。乳歯破折の場合、多くは永久歯に影響ありません。

脱臼(歯が抜けた)

- ・抜けた歯を見つけ、保存液や牛乳に浸けるなどして乾燥を防ぎ、一刻も早くその歯を持って歯科医院へ行くこと(30分以内が望ましい)。



- ・歯を元に戻せる可能性もあります。早ければ早いほど、その可能性も高くなります。

● 予 防 ●

マウスガードとは……

歯や顎骨骨折など歯・口・頭を守る道具です。マウスガードを装着することで運動のパフォーマンス向上に役立ちます。コンタクト(接触)の多いスポーツはもちろん、他のスポーツにおいてもとても有効です。



参考
平成18年度より、高等学校におけるラグビー・フットボールの試合に出場する選手にはマウスガードの装着が義務付けられました。

マウスガードの効果

1. 外傷(歯の破折、歯の脱臼、顎骨骨折、口の中の口唇周囲の裂傷など)の予防
2. 脳しんとうの軽減
3. 運動能力の向上

● 再発防止 ●

- ①転んだ時に「手をつく」こと。
- ②(物を)口にくわえたまま歩かない。

マウスガードを装着することで、安心して積極的にプレイできます!



静岡県健康福祉部 静岡県歯科医師会

早分かり保育所(園)・幼稚園歯科マニュアル
平成19年3月

社団法人 静岡県歯科医師会

〒422-8006 静岡市駿河区曲金3-3-10
TEL 054-283-2591 FAX 054-283-3590
URL <http://www.s8020.jp>